

## 平成 20 年度 静岡県地域防災計画新旧対照表

一般対策編	1 ページ - 2 1 ページ
地震対策編	2 3 ページ - 4 0 ページ
原子力対策編	4 1 ページ

平成 20 年 6 月

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
2	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の<u>制定</u></p> <p>略</p>	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の<u>運用</u></p> <p>略</p>
3	<p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>略</p> <p>エ 土砂災害警戒情報について、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町等の防災活動を支援することを目的として、<u>静岡県との共同発表を平成19年6月15日に開始し、関係機関に通報するとともに報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努める。</u></p> <p>略</p>	<p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>略</p> <p>エ 土砂災害警戒情報について、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町等の防災活動を支援することを目的として、<u>静岡県と共同発表し、関係機関に通報するとともに報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努める。</u></p> <p>略</p>
3	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) <u>日本郵政公社東海支社</u></p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、<u>郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u></p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>オ <u>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</u></p> <p>カ <u>郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</u></p> <p>キ <u>簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動</u></p> <p>ク <u>被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資</u></p> <p>(4) 日本銀行</p> <p>略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部</p> <p>略</p> <p>(6) 日本放送協会</p> <p>略</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社</p> <p>略</p>	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) <u>郵便事業株式会社東海支社</u></p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、<u>郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u></p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>(4) <u>郵便局株式会社東海支社</u></p> <p><u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u></p> <p>(5) 日本銀行</p> <p>略</p> <p>(6) 日本赤十字社静岡県支部</p> <p>略</p> <p>(7) 日本放送協会</p> <p>略</p> <p>(8) 中日本高速道路株式会社</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDDI株式会社 略</p>	<p>(9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(11) 日本通運株式会社 略</p> <p>(12) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(13) 電源開発株式会社 略</p> <p>(14) KDDI株式会社 略</p>
5	<p>4 自衛隊</p> <p>(1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊 ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</p> <p>(2) 航空自衛隊航空教育集団司令部 災害時における人命保護のための救援活動 略</p>	<p>4 自衛隊</p> <p>(1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊 ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</p> <p>(2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地） 災害時における人命保護のための救援活動 略</p>
9	<p>第6節</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域（一級河川） 中流域の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年に発生している。 略</p>	<p>第6節</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域（一級河川） 中流域の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、<u>19年</u>に発生している。 略</p>
10	<p>(4) 安倍川流域（一級河川） 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、しかもほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを始め、多数の崩壊地からの供給土砂の流出は著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。近年は下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化が進められている。また、河口部で合流する支川の丸子川沿川では、下川原地区など低平地で内水氾濫による被害が発生している。 略</p>	<p>(4) 安倍川流域（一級河川） 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、しかもほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを始め、多数の崩壊地からの供給土砂の流出は著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。近年は下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められている。また、河口部で合流する支川の丸子川沿川では、下川原地区など低平地で内水氾濫による被害が発生している。 略</p>
13	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(1) 県、国土交通省 県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定</p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(1) 県、国土交通省 県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
16	<p>めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>略</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害のソフト対策</p> <p>略</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の提供</p> <p>県と静岡地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が<u>防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>略</p> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山事業</p> <p><u>災害の主因となる土砂の大部分は、上流荒廃地から流下される場合が多い。</u></p> <p><u>治山事業はこの根源を抑えるとともに、溪流に堆積している土砂の移動、溪岸浸食をも併せて防止し、豪雨による被害を防止、軽減する事業である。</u></p> <p>本県における治山事業の事業費は表10のとおりである。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p><u>山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区3,356箇所（私有林3,317箇所、国有林39箇所）、山腹崩壊危険地区2,607箇所（私有林2,600箇所、国有林7箇所）、地すべり危険地区94箇所（すべて私有林）、合計6,057箇所（私有林6,011箇所、国有林46箇所）で内訳は資料編（4-3-3~4-3-5）のとおりである。</u></p> <p>3 総合的な山地災害対策</p> <p><u>県及び市町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u></p> <p>第7節 林道災害防除計画</p> <p>林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形を切り開いて開発されており、法面の崩壊、路肩決壊の危険がある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。</p> <p>略</p>	<p>めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>略</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害のソフト対策</p> <p>略</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の提供</p> <p>県と静岡地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が<u>防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p><u>市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒区域等に対し、必要に応じて避難勧告等を発令する。</u></p> <p>略</p> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山事業</p> <p><u>荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。</u></p> <p>本県における治山事業の事業費は、表10のとおりである。</p> <p>2 山地災害危険地区対策</p> <p><u>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。</u></p> <p><u>山地災害危険地区の内訳は、資料編（4-3-3~4-3-5）のとおりである。</u></p> <p>3 総合的な山地災害対策</p> <p><u>毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。</u></p> <p><u>山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。</u></p> <p>第7節 林道災害防除計画</p> <p>林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
2 0	<p>第11節 火災予防計画 4 林野火災対策の推進 略 <u>(4) 森林火災防護現況図の整備</u> 森林火災の多発、大型化に加え、2市町以上にまたがる場合を考慮し、隣接消防、自衛隊等地理不案内者の便益に供するため、各種の森林火災関係施設等を具備した図面を整備した。 <u>なお、林野火災に対する県有消防資機材は資料編（9-4）のとおりである。</u> 略</p>	<p>第11節 火災予防計画 4 林野火災対策の推進 略 <u>(4) 消防資機材の配備</u>  林野火災に対する県有消防資機材は資料編（9-4）のとおりである。 略</p>
2 1	<p>第13節 ガス保安計画 3 ガス保安体制の整備 略 (2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備 ア <u>県及び市町にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。</u> 略</p>	<p>第13節 ガス保安計画 3 ガス保安体制の整備 略 (2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備 ア <u>県にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。</u> 略</p>
2 2	<p>第15節 防災知識の普及計画 1 主旨 災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、県及び市町は、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u> 略</p>	<p>第15節 防災知識の普及計画 1 主旨 災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、<u>県及び市町は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</u> 略</p>
2 5	<p>第17節 住民の避難誘導體制 1 主旨 <u>市町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</u> 略</p>	<p>第17節 住民の避難誘導體制 1 主旨 <u>市町は避難勧告、避難指示、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難支援を実施する。加えて、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、災害時要援護者等特に避難行動に時間を要する者に対し、その行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</u> 略</p>
2 5	<p>2 避難誘導體制の概要 略 (3) 警戒避難基準の設定</p>	<p>2 避難誘導體制の概要 略 (3) 警戒避難基準の設定</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。</p>	<p>市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を<u>土砂災害警戒情報等を用いて</u>あらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。</p>
26	<p>略</p> <p>第19節 自主防災組織の育成</p> <p>1 主旨</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、予想される東海地震に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより<u>その効果が十分発揮されるものである。</u>したがって、当面東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第19節 自主防災組織の育成</p> <p>1 主旨</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、予想される東海地震に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより<u>効果的なものとなる。</u>したがって、当面東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>略</p>
27	<p>第20節 事業所等の自主的な防災活動</p> <p>1 事業所等における防災活動の概要</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>第20節 事業所等の自主的な防災活動</p> <p>1 事業所等における防災活動の概要</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>略</p>
28	<p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制</p> <p><u>市町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。このため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>略</p>	<p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制</p> <p><u>市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。</u></p> <p>略</p>
38	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第3節 応援計画</p> <p>2 応援の実施基準</p> <p>略</p> <p>(2) 応援動員対象者</p> <p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p>	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第3節 応援計画</p> <p>2 応援の実施基準</p> <p>略</p> <p>(2) 応援動員対象者</p> <p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>ウ 警察官 エ <u>自衛隊</u> オ <u>海上保安庁</u> カ 医師、歯科医師又は薬剤師 キ 保健師、助産師又は看護師 ク 土木技術者又は建築技術者 ケ 大工、左官又はとび職 コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 略</p>	<p>ウ 警察官 エ <u>自衛官</u> オ <u>海上保安官</u> カ 医師、歯科医師又は薬剤師 キ 保健師、助産師又は看護師 ク 土木技術者又は建築技術者 ケ 大工、左官又はとび職 コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 略</p>
39	<p>第4節 通信情報計画 2 実施事項 (1) 気象、地象、水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達略 ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編（5-3-1）、その伝達経路は資料編（5-3-2、<u>5-3-3</u>）、津波警報の伝達経路は資料編（5-3-4）、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料編（5-3-5）、その伝達経路は資料編（<u>5-3-6</u>）、<u>火山情報</u>の発表基準は資料編（<u>5-3-7</u>）、その伝達経路は（<u>5-3-8</u>、<u>5-3-9</u>）による。  (2) 水防予警報の収集及び伝達 ＜第23節 水防計画＞の定めるところによる。 (3) 異常現象発見の通報 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を資料編（<u>5-3-10</u>）により遅滞なく通報するものとする。 (4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備態勢及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面＜第31節 突発的災害に係る応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。 略</p>	<p>第4節 通信情報計画 2 実施事項 (1) 気象、地象、水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達略 ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編（5-3-1）、その伝達経路は資料編（5-3-2、<u>5-3-5</u>）、<u>土砂災害警戒情報の発表については、資料編（5-3-3）、その伝達については資料編（5-3-4）、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料編（5-3-7）、その伝達経路は資料編（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は資料編（5-3-9）、その伝達経路は（5-3-10）による。</u>  (2) 水防予警報の収集及び伝達 ＜第23節 水防計画＞の定めるところによる。 (3) 異常現象発見の通報 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を資料編（<u>5-3-11</u>）により遅滞なく通報するものとする。 (4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面＜第31節 突発的災害に係る応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。 略</p>
46	<p>第7節 避難救出計画 5 災害救助法に基づく県の実施要項 (1) 避難所の設置 略 イ <u>費用限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり ウ 実施期間 災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の<u>承認</u>を得て必要最小限の期間を延長することができる。 (2) り災者の救出 ア 実施基準</p>	<p>第7節 避難救出計画 5 災害救助法に基づく県の実施要項 (1) 避難所の設置 略 イ <u>費用の限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり ウ 実施期間 災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の<u>同意</u>を得て必要最小限の期間を延長することができる。 (2) り災者の救出 ア 実施基準</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。</p> <p>イ 費用限度 救出のため必要な機械器具等の借上代等実費</p> <p>ウ 実施期間 災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p>	<p>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。</p> <p>イ 費用の限度 救出のため必要な機械器具等の借上代等実費</p> <p>ウ 実施期間 災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p>
47	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>略</p> <p>エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 <u>茶碗、はし、ひも等の購入費（備品類の購入は認められない。）</u></p> <p>(4) 対象費用の限度 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>略</p> <p>エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上 <u>アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使いすて食器等の購入費</u></p> <p>(4) 費用の限度 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>
48	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(2) 対象品目</p> <p>ア <u>寝具、被服及び身の回り品</u> <u>毛布、布団等の寝具</u> <u>洋服、作業衣、子ども服等の外衣</u> <u>シャツ、パンツ等の肌着</u> <u>タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の身の回り品</u></p> <p>イ 日用品 石けん、<u>ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等</u></p> <p>ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、<u>ガス器具等</u> <u>茶わん、皿、はし等</u></p> <p>エ 光熱材料 マッチ、<u>プロパンガス、ローソク等</u></p> <p>(3) 費用の限度 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>(4) 給（貸）与の期間 災害発生の日から10日以内。 ただし、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>略</p>	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(2) 対象品目</p> <p>ア <u>被服、寝具及び身の回り品</u> <u>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</u></p> <p>イ 日用品 石けん、<u>歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</u></p> <p>ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、<u>ガス器具、茶碗、皿、箸等</u></p> <p>エ 光熱材料 マッチ、<u>プロパンガス等</u></p> <p>(3) 費用の限度 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>(4) 給（貸）与の期間 災害発生の日から10日以内。 ただし、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
49	<p>第10節 給水計画</p> <p>1 主旨 略</p> <p>2 県の実施事項 略</p> <p>3 市町の実施事項 略</p>	<p>第10節 給水計画</p> <p>1 主旨 略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 飲料水供給の対象者 災害のために、現に飲料水を得ることができない者</p> <p>(2) 対象経費 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等</p> <p>(3) 費用の限度 制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）</p> <p>(4) 実施期間 災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>3 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項 略</p> <p>4 市町の実施事項 略</p>
50	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置 略</p> <p>ウ 着工期間 災害発生の日から20日以内。 ただし、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(2) 住宅応急修理 略</p> <p>ウ 修理期間 災害発生の日から1か月以内。 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置 略</p> <p>ウ 着工期間 災害発生の日から20日以内。 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(2) 住宅応急修理 略</p> <p>ウ 修理期間 災害発生の日から1か月以内。 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p>
51	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 略</p> <p>(5) 費用の限度額</p> <p>ア 医療</p> <p>(ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬品具の修繕費等の実費</p> <p>(イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>(ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p> <p>イ 助産</p>	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 略</p> <p>(5) 費用の限度</p> <p>ア 医療</p> <p>(ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の修繕費等の実費</p> <p>(イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>(ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p> <p>イ 助産</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(ア) 救護班、産院、その他医療機関による場合 使用した衛生材料及び処置費（救護班による場合を除く。）等の実費</p> <p>(イ) 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額</p> <p>略</p>	<p>(ア) 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(イ) 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額</p> <p>略</p>
5 2	<p>6 健康への配慮 特に、高齢者、障害のある人等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>略</p>	<p>6 健康への配慮 特に、高齢者、障害のある人等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の<u>配慮を払い</u>、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>略</p>
5 3	<p>第15節 遺体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>ア 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>(4) 実施期間 災害発生から10日以内とする。 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、厚生労働大臣の承認を得て延長できるものとする。</p> <p>(5) 経費 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>	<p>第15節 遺体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) <u>埋葬対象者</u></p> <p>ア 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>(4) 実施期間 災害発生から10日以内とする。 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、厚生労働大臣の<u>同意</u>を得て延長できるものとする。</p> <p>(5) <u>費用の限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>
5 4	<p>第16節 障害物防除計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、<u>県の行う実施事項</u>を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 障害物除去の対象者 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者</p> <p><del>(2) 除去対象数</del> <del>市町ごとに住家が半壊及び床上浸水した世帯数の15%以内</del></p> <p>(3) 実施期間 災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。</p> <p>(4) <u>費用の限度額</u> 資料編（20-1-2）のとおり</p>	<p>第16節 障害物除去計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、<u>県の実施事項</u>を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 障害物除去の対象者 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者 (削除)</p> <p>(2) 実施期間 災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ厚生労働大臣の<u>同意</u>を得て延長することができる。</p> <p>(3) <u>費用の限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
5 5	<p>略</p> <p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>略</p> <p>エ 民間営業車両の協力要請 民間営業車両の借上げは、<u>中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編（10-4-5）により協力要請するものとする。</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>略</p> <p>エ 民間営業車両の協力要請 民間営業車両の借上げは、<u>中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</u></p> <p>略</p>
5 6	<p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>略</p> <p>(2) 実施期間 前項の各救助の実施期間 ただし、事前に厚生労働大臣の<u>承認</u>を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(3) <u>費用の限度額</u> 当該地域における通常の実費</p> <p>略</p>	<p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>略</p> <p>(2) 実施期間 前項の各救助の実施期間 ただし、事前に厚生労働大臣の<u>同意</u>を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(3) <u>費用の限度</u> 当該地域における通常の実費</p> <p>略</p>
5 8	<p>第19節 応急教育計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 学用品の給与を受ける者 住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、 中学校及び高等学校生徒（<u>盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。</u>）</p> <p>略</p> <p>(3) <u>学用品給与の時期</u> 災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、厚生労働大臣の<u>承認</u>を受け延長することができる。</p> <p>(4) <u>対象費用の限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>	<p>第19節 応急教育計画</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 学用品の給与を受ける者 住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、 中学校及び高等学校生徒（<u>特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。</u>）</p> <p>略</p> <p>(3) <u>実施期間</u> 災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、厚生労働大臣の<u>同意</u>を得て延長することができる。</p> <p>(4) <u>費用の限度</u> 資料編（20-1-2）のとおり</p> <p>略</p>
6 0	<p>第21節 県警察災害警備計画</p> <p>3 <u>警備体制</u> <u>警備体制は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>準備体制</u> ア 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表されたとき。</p>	<p>(削除)</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
6 1	<p><u>イ 震度 4 又は震度 5 弱の地震が県内で発生したとき。</u></p> <p><u>ウ 遠地地震等により、津波注意報が県内に発表されたとき。</u></p> <p><u>エ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) 警戒体制</p> <p><u>ア 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</u></p> <p><u>イ 震度 5 強の地震が県内で発生したとき。</u></p> <p><u>ウ 遠地地震等により、津波警報が県内に発表されたとき。</u></p> <p><u>エ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</u></p> <p>(3) 非常体制</p> <p><u>大規模な災害（大震災を除く。）が県内で発生し、又は発生しようとするとき。</u></p> <p>4 災害警備本部等の設置</p> <p>(1) 県本部</p> <p>ア <u>災害警備準備室</u> <u>準備体制が発令された場合に設置する。</u></p> <p>イ <u>災害警戒警備本部</u> <u>警戒体制が発令された場合に設置する。</u></p> <p>ウ <u>災害警備本部</u> <u>非常体制が発令された場合に設置する。</u></p> <p>(2) 警察署</p> <p>ア <u>署災害警備準備室</u> <u>準備体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波注意報の場合は沿岸 2 0 署）。</u></p> <p>イ <u>署災害警戒警備本部</u> <u>警戒体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波警報の場合は沿岸 2 0 署）。</u></p> <p>ウ <u>署災害警備本部</u> <u>非常体制が発令された場合に設置する。</u></p>	<p>3 災害警備本部等の設置</p> <p>(1) 県本部</p> <p>ア <u>災害警備準備室</u> <u>(ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表されたとき。</u> <u>(イ) 県内において震度 4 又は 5 弱の地震が発生した場合。</u> <u>(ウ) 東海地震観測情報が発表された場合。</u> <u>(エ) 県内に津波注意報が発表された場合。</u> <u>(オ) 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>イ <u>災害警戒警備本部</u> <u>(ア) 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合。</u> <u>(イ) 東海地震注意情報が発表された場合。</u></p> <p>ウ <u>災害警備本部</u> <u>(ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</u> <u>(イ) 県内に震度 5 強以上の地震が発生した場合。</u> <u>(ウ) 県内に津波警報が発表された場合。</u> <u>(エ) 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</u> <u>(オ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。</u></p> <p>(2) 警察署</p> <p>ア <u>署災害警備準備室</u> <u>(ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表されたとき。</u> <u>(イ) 管内において震度 4 又は 5 弱の地震が発生した場合。</u> <u>(ウ) 県内に津波注意報が発表された場合（沿岸管轄警察署）。</u> <u>(エ) 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>イ <u>署災害警戒警備本部</u> <u>(ア) 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合。</u> <u>(イ) 東海地震注意情報が発表された場合。</u></p> <p>ウ <u>署災害警備本部</u> <u>(ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
6 2	<p>略</p> <p>第23節 水防計画</p> <p>2 水防組織</p> <p>略</p> <p>(3) 水防本部</p> <p>水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 793 1092 1018"> <tr><td>水防本部長（知事）</td></tr> <tr><td>水防長（<u>土木部長</u>）</td></tr> <tr><td>副水防長（<u>土木部技監</u>）</td></tr> <tr><td>本部付（<u>建設政策、道路、河川砂防、港湾各総室長、建設政策統括監、道路整備統括監、砂防統括監</u>）</td></tr> <tr><td>その他の職員（<u>建設政策班、道路班、河川砂防班、港湾班</u>）</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="430 1054 985 1281"> <tr><td>下田</td><td>熱海</td><td>沼津</td><td>富士</td><td>静岡</td><td>島田</td><td>御前崎</td><td>袋井</td><td>天竜</td><td>浜松</td></tr> <tr><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td></tr> </table> <p>略</p>	水防本部長（知事）	水防長（ <u>土木部長</u> ）	副水防長（ <u>土木部技監</u> ）	本部付（ <u>建設政策、道路、河川砂防、港湾各総室長、建設政策統括監、道路整備統括監、砂防統括監</u> ）	その他の職員（ <u>建設政策班、道路班、河川砂防班、港湾班</u> ）	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	御前崎	袋井	天竜	浜松	水防区	<p>(イ) 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合。</p> <p>(ウ) 県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄警察署）。</p> <p>(エ) 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。</p> <p>(オ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。</p> <p>略</p> <p>第23節 水防計画</p> <p>2 水防組織</p> <p>略</p> <p>(3) 水防本部</p> <p>水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1581 793 2353 1018"> <tr><td>水防本部長（知事）</td></tr> <tr><td>水防長（<u>建設部長</u>）</td></tr> <tr><td>副水防長（<u>建設部理事</u>）</td></tr> <tr><td>本部付（<u>管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長</u>）</td></tr> <tr><td>その他の職員（<u>管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班</u>）</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1691 1054 2187 1281"> <tr><td>下田</td><td>熱海</td><td>沼津</td><td>富士</td><td>静岡</td><td>島田</td><td>御前崎</td><td>袋井</td><td>浜松</td></tr> <tr><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td></tr> </table> <p>略</p>	水防本部長（知事）	水防長（ <u>建設部長</u> ）	副水防長（ <u>建設部理事</u> ）	本部付（ <u>管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長</u> ）	その他の職員（ <u>管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班</u> ）	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	御前崎	袋井	浜松	水防区																	
水防本部長（知事）																																																		
水防長（ <u>土木部長</u> ）																																																		
副水防長（ <u>土木部技監</u> ）																																																		
本部付（ <u>建設政策、道路、河川砂防、港湾各総室長、建設政策統括監、道路整備統括監、砂防統括監</u> ）																																																		
その他の職員（ <u>建設政策班、道路班、河川砂防班、港湾班</u> ）																																																		
下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	御前崎	袋井	天竜	浜松																																									
水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区																																									
水防本部長（知事）																																																		
水防長（ <u>建設部長</u> ）																																																		
副水防長（ <u>建設部理事</u> ）																																																		
本部付（ <u>管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長</u> ）																																																		
その他の職員（ <u>管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班</u> ）																																																		
下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	御前崎	袋井	浜松																																										
水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区																																										
6 3	<p>略</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>略</p> <p>(3) 水防警報</p> <p>洪水又は、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して県が水防警報を発表する。国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。</p> <p>略</p> <p>(5) 水位の観測及び通報</p> <p>ア <u>水位の及び雨量観測</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>略</p> <p>(3) 水防警報</p> <p>洪水又は、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して県が水防警報を発表する。国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた<u>はん濫注意水位（警戒水位）</u>に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。</p> <p>略</p> <p>(5) 水位の観測及び通報</p> <p>ア <u>水位の観測及び雨量観測</u></p> <p>略</p>																																																

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	イ 各水防区長は、水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる <u>通報水位、警戒水位</u> に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。	イ 各水防区長は、水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる <u>水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）</u> に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。
	略	略
6 6	第26節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の範囲 略 (2) 災害派遣要請の内容 略 コ 物資の無償貸与又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与	第26節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の範囲 略 (2) 災害派遣要請の内容 略 コ 物資の無償貸与又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与
	略	略
6 7	5 自衛隊との連絡 (1) 情報の交換 知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と密接な情報交換するものとする。	5 自衛隊との連絡 (1) 情報の交換 知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と密接な情報交換を行うものとする。
	略	略
6 9	第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部 中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、由比町、富士川町、岡部町、大井川町、吉田町、 <del>川根町</del> 、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部	第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部 中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、由比町、富士川町、岡部町、大井川町、吉田町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部
	略	略
7 0	第31節 突発的災害に係る応急対策計画 2 県の態勢 県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急態勢」により、初期の情報収集に当たる。 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。 (1) 突発的災害応急態勢	第31節 突発的災害に係る応急対策計画 2 県の体制 県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。 (1) 突発的災害応急体制
	略	略
7 1	イ 組織 災害対策室、厚生部企画監（企画・広報担当）、医療室及び事故現場を管轄する地域防災局	イ 組織 防災局、厚生部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する地域防災局及び必要な出先機関で

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																										
74	<p>で構成する。</p> <p>略</p> <p>オ 医療救護活動の実施</p> <p>略</p> <p>(県災害対策室)</p> <table border="1" data-bbox="314 527 1101 684"> <tr> <td></td> <td>静岡県防災行政無線</td> <td>N T T 有線</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>5※(又は8※)-700-6030</td> <td>054-221-2072</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>5※(又は8※)-700-6250</td> <td>054-221-3252</td> </tr> </table> <p>※5は地上系、8は衛星系</p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置</p> <p>略</p> <p>イ 組織</p> <p>(ア) 本部</p> <p>本部長(知事)、副本部長(副知事、<u>出納長</u>及び県警察本部長)、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>(イ) 方面本部(事故発生現場を管轄する方面本部)</p> <p>方面本部長(地域防災局長)、副方面本部長(地域防災局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>略</p> <p>表2</p> <table border="1" data-bbox="314 1278 1101 1524"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td><u>0543-53-0118</u></td> <td>835-9106</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		静岡県防災行政無線	N T T 有線	電話	5※(又は8※)-700-6030	054-221-2072	F A X	5※(又は8※)-700-6250	054-221-3252	機 関 名	N T T	防災無線	略	略	略	清水海上保安部 警備救難課	<u>0543-53-0118</u>	835-9106	略	略	略	<p>構成する。</p> <p>略</p> <p>オ 医療救護活動の実施</p> <p>略</p> <p>(県防災局)</p> <table border="1" data-bbox="1576 527 2362 684"> <tr> <td></td> <td>N T T 有線</td> <td>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>054-221-2072</td> <td>5※(又は8※)-700-6030</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>054-221-3252</td> <td>5※(又は8※)-700-6250</td> </tr> </table> <p>※5は地上系、8は衛星系</p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置</p> <p>略</p> <p>イ 組織</p> <p>(ア) 本部</p> <p>本部長(知事)、副本部長(副知事及び県警察本部長)、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>(イ) 方面本部(事故発生現場を管轄する方面本部)</p> <p>方面本部長(地域防災局長)、副方面本部長(地域防災局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>略</p> <p>表2</p> <table border="1" data-bbox="1576 1278 2362 1524"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td><u>054-353-0118</u></td> <td>835-9106</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電話	054-221-2072	5※(又は8※)-700-6030	F A X	054-221-3252	5※(又は8※)-700-6250	機 関 名	N T T	防災無線	略	略	略	清水海上保安部 警備救難課	<u>054-353-0118</u>	835-9106	略	略	略
	静岡県防災行政無線	N T T 有線																																										
電話	5※(又は8※)-700-6030	054-221-2072																																										
F A X	5※(又は8※)-700-6250	054-221-3252																																										
機 関 名	N T T	防災無線																																										
略	略	略																																										
清水海上保安部 警備救難課	<u>0543-53-0118</u>	835-9106																																										
略	略	略																																										
	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																																										
電話	054-221-2072	5※(又は8※)-700-6030																																										
F A X	054-221-3252	5※(又は8※)-700-6250																																										
機 関 名	N T T	防災無線																																										
略	略	略																																										
清水海上保安部 警備救難課	<u>054-353-0118</u>	835-9106																																										
略	略	略																																										

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
81	<p><u>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 火山情報等の通報及び伝達</p> <p>(1) 火山情報等の種類</p> <p>伊豆東部火山群に関し、気象庁は、<u>緊急度に応じて下記ア～ウの3種類の火山情報を発表し、また、定期的に又は必要に応じて、エの火山活動解説資料を作成・公表する。</u></p> <p>なお、<u>火山情報の種類と発表基準は、表1による。</u></p> <p>ア 緊急火山情報</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第21条第1項の規定により、気象庁が火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときに発表し、他の機関への伝達に先だって知事に通報する情報</u></p> <p>イ 臨時火山情報</p> <p><u>「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が火山現象について異常を認め、かつ、防災上の注意を喚起するために必要と認めるときに発表し、伝達する情報</u></p> <p>ウ 火山観測情報</p> <p><u>「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のために必要と認めるときに発表し、伝達する情報</u></p> <p>エ 火山活動解説資料</p> <p>防災活動等の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料</p> <p>(2) 県</p> <p>知事は、<u>緊急火山情報の通報又は臨時火山情報の伝達を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、「伊豆東部火山群情報伝達系統図」(図1)により関係機関及び市町長に通報し、又は伝達する。</u></p> <p>(3) 市町</p> <p>市町長は、<u>緊急火山情報の通報を受けた場合及び臨時火山情報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合には、その内容を同時通報用無線、有線放送、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。</u></p>	<p><u>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>(1) 噴火警報、予報等の種類</p> <p>伊豆東部火山群に関し、気象庁は、<u>下記の噴火警報、噴火予報を発表し、また、定期的に又は必要に応じて、火山活動解説資料等を作成し発表する。</u></p> <p>なお、<u>噴火警報、噴火予報の種類と発表基準は、表1による。</u></p> <p>ア 噴火警報</p> <p><u>「気象業務法」第13条の規定により、気象庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、「活動火山対策特別措置法」第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。</u></p> <p>イ 噴火予報</p> <p><u>「気象業務法」第13条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</u></p> <p>ウ 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁が発表する。</u></p> <p>エ 火山活動解説資料</p> <p>防災活動等の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、<u>気象庁が必要に応じ作成し、発表する。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>知事は、<u>噴火警報の通知を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、「伊豆東部火山群情報伝達系統図」(図1)により関係機関及び市町長に通報し、又は伝達する。</u></p> <p>(3) 市町</p> <p>市町長は、<u>噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合には、その内容を同時通報用無線、有線放送、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																													
84	<p>表1</p> <p style="text-align: center;"><u>火山情報等の種類と発表基準</u></p> <p>気象庁本庁が、伊豆東部火山群について発表する<u>火山情報等</u>は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="296 525 1157 1617"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急火山情報</td> <td> <p>火山現象による災害から住民等の生命及び身体を保護するため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>2 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのために人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>3 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>4 前各号のほか、火山性地震、地盤変動、その他火山活動の推移により人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> </td> </tr> <tr> <td>臨時火山情報</td> <td> <p>防災上注意喚起のため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山現象について異常を認めた場合</p> <p>2 市町長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合</p> <p>3 国土交通省の機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合</p> </td> </tr> <tr> <td>火山観測情報</td> <td>臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>定期的（月1回）又は必要に応じて作成・公表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	緊急火山情報	<p>火山現象による災害から住民等の生命及び身体を保護するため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>2 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのために人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>3 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>4 前各号のほか、火山性地震、地盤変動、その他火山活動の推移により人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p>	臨時火山情報	<p>防災上注意喚起のため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山現象について異常を認めた場合</p> <p>2 市町長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合</p> <p>3 国土交通省の機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合</p>	火山観測情報	臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。	火山活動解説資料	定期的（月1回）又は必要に応じて作成・公表	<p>表1</p> <p style="text-align: center;"><u>噴火警報・予報の名称、発表基準等</u></p> <p>気象庁本庁が、伊豆東部火山群について発表する<u>噴火警報・予報</u>は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1558 525 2478 1291"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報* (居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合</td> <td>居住地域 嚴重警戒 **</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺)</td> <td>火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山規制 火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火予報</td> <td>二</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載</p> <p>** 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載</p> <table border="1" data-bbox="1558 1365 2478 1795"> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報</td> <td>火山活動の状況に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料</td> <td>毎月上旬または必要に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>週間地震・火山概況</td> <td>過去1週間の火山活動を取りまとめた資料。火山については現状及び今後の防災上の留意事項も記載</td> <td>毎週金曜日</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料</td> <td>毎月上旬</td> </tr> </tbody> </table>		名称	略称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	噴火警報	噴火警報* (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒 **	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制 火口周辺危険	噴火予報	噴火予報	二	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報	火山活動の状況に応じ適時発表	火山活動解説資料	火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料	毎月上旬または必要に応じ適時発表	週間地震・火山概況	過去1週間の火山活動を取りまとめた資料。火山については現状及び今後の防災上の留意事項も記載	毎週金曜日	月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬
種類	発表基準																																														
緊急火山情報	<p>火山現象による災害から住民等の生命及び身体を保護するため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>2 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのために人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>3 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>4 前各号のほか、火山性地震、地盤変動、その他火山活動の推移により人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p>																																														
臨時火山情報	<p>防災上注意喚起のため、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに行う。</p> <p>1 火山現象について異常を認めた場合</p> <p>2 市町長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合</p> <p>3 国土交通省の機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合</p>																																														
火山観測情報	臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。																																														
火山活動解説資料	定期的（月1回）又は必要に応じて作成・公表																																														
	名称	略称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																																										
噴火警報	噴火警報* (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒 **																																										
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制 火口周辺危険																																										
噴火予報	噴火予報	二	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常																																										
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報	火山活動の状況に応じ適時発表																																													
火山活動解説資料	火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料	毎月上旬または必要に応じ適時発表																																													
週間地震・火山概況	過去1週間の火山活動を取りまとめた資料。火山については現状及び今後の防災上の留意事項も記載	毎週金曜日																																													
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬																																													

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
85	<p>図1 伊豆東部火山群火山情報伝達系統図</p>	<p>図1 伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図</p>
121	<p>富士山の火山防災計画 第1章 総論 第5節 火山情報の種類と発表基準 気象庁が発表する火山情報（火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報）の発表基準と、それぞれの情報が発表される時の、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。</p>	<p>富士山の火山防災計画 第1章 総論 第5節 噴火警報・予報の発表基準と噴火警戒レベル 気象庁が発表する噴火警報、噴火予報の発表基準と、それぞれの情報が発表される時の、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。 なお、富士山には平成19年12月1日より噴火警戒レベルが導入された。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
121	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="356 325 460 357">種類</th> <th data-bbox="460 325 1291 357">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="356 357 460 766">火山観測情報</td> <td data-bbox="460 357 1291 766"> <p>火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めた場合（この場合、直ちに噴火する可能性は極めて低い）。あるいは、緊急火山情報又は臨時火山情報を補完するために発表する場合。</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 特段、新たな防災対応を必要としないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、今後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>イ 直ちに噴火する可能性を示す異常現象は観測されていないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>ウ 噴火が発生したあるいは噴火の可能性がある場合においても、その影響が小さいあるいはすでに規制された範囲にとどまる可能性が高い場合で、そのような火山活動の状況等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>エ 噴火活動が低下した、あるいは噴火の可能性を示す異常現象に低下が認められ、噴火災害の危険性も低下した場合。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="356 766 460 1260">臨時火山情報</td> <td data-bbox="460 766 1291 1260"> <p>火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合（火口周辺では注意が必要であるが、居住地などで人的被害を生じる可能性は低い。火山活動の推移によっては、緊急火山情報の発表に至る可能性もあり、今後の情報に注意。）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、今後、噴火する可能性があり火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>イ 噴火が発生したが、噴火の状態及び火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。今後も、同程度の噴火が発生し、影響する範囲では注意を要する。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して居住地などには影響を及ぼさない可能性が大きいことを臨時火山情報で周知する場合。</p> <p>エ 先に臨時火山情報を発表した時点より、火山活動が高まった場合。ただし、今すぐ噴火したとしても、火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、臨時火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="356 1260 460 1627">緊急火山情報</td> <td data-bbox="460 1260 1291 1627"> <p>噴火により、居住地などで重大な人的被害が生じた、あるいはそのおそれがある場合（火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで重大な人的被害が生ずる噴火の可能性があり警戒すべき場合。</p> <p>イ 噴火により居住地などで重大な人的被害が生じた場合、あるいは居住地などで重大な人的被害を生ずる可能性がある噴火であると考えられる場合。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> <p>エ 先に緊急火山情報を発表した時点より、噴火の可能性がより切迫したあるいは想定した噴火規模がより大きくなったと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	火山観測情報	<p>火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めた場合（この場合、直ちに噴火する可能性は極めて低い）。あるいは、緊急火山情報又は臨時火山情報を補完するために発表する場合。</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 特段、新たな防災対応を必要としないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、今後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>イ 直ちに噴火する可能性を示す異常現象は観測されていないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>ウ 噴火が発生したあるいは噴火の可能性がある場合においても、その影響が小さいあるいはすでに規制された範囲にとどまる可能性が高い場合で、そのような火山活動の状況等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>エ 噴火活動が低下した、あるいは噴火の可能性を示す異常現象に低下が認められ、噴火災害の危険性も低下した場合。</p>	臨時火山情報	<p>火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合（火口周辺では注意が必要であるが、居住地などで人的被害を生じる可能性は低い。火山活動の推移によっては、緊急火山情報の発表に至る可能性もあり、今後の情報に注意。）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、今後、噴火する可能性があり火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>イ 噴火が発生したが、噴火の状態及び火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。今後も、同程度の噴火が発生し、影響する範囲では注意を要する。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して居住地などには影響を及ぼさない可能性が大きいことを臨時火山情報で周知する場合。</p> <p>エ 先に臨時火山情報を発表した時点より、火山活動が高まった場合。ただし、今すぐ噴火したとしても、火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、臨時火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>	緊急火山情報	<p>噴火により、居住地などで重大な人的被害が生じた、あるいはそのおそれがある場合（火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで重大な人的被害が生ずる噴火の可能性があり警戒すべき場合。</p> <p>イ 噴火により居住地などで重大な人的被害が生じた場合、あるいは居住地などで重大な人的被害を生ずる可能性がある噴火であると考えられる場合。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> <p>エ 先に緊急火山情報を発表した時点より、噴火の可能性がより切迫したあるいは想定した噴火規模がより大きくなったと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 336 1676 388">予報警報</th> <th data-bbox="1676 336 1736 388">対象範囲</th> <th data-bbox="1736 336 1795 388">レベル (注1)</th> <th data-bbox="1795 336 1973 388">火山活動の状況</th> <th data-bbox="1973 336 2151 388">住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th data-bbox="2151 336 2597 388">想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 388 1676 955">噴火警報</td> <td data-bbox="1676 388 1736 955">居住地及び火口側</td> <td data-bbox="1736 388 1795 955">5 (避難)</td> <td data-bbox="1795 388 1973 955">居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td data-bbox="1973 388 2151 955">危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td data-bbox="2151 388 2597 955"> <p>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</p> <p>【その他の噴火事例】</p> <p>貞観噴火(864～865年)： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</p> <p>延暦噴火(800～802年)： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <p>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)： 地震多発、東京など広域で揺れ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 955 1676 1144">火口周辺警報</td> <td data-bbox="1676 955 1736 1144">火口から</td> <td data-bbox="1736 955 1795 1144">4 (避難準備)</td> <td data-bbox="1795 955 1973 1144">居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td data-bbox="1973 955 2151 1144">警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要</td> <td data-bbox="2151 955 2597 1144"> <p>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月14日まで(噴火開始数日前)： 山麓で有感となる地震が増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 1144 1676 1354">火口周辺警報</td> <td data-bbox="1676 1144 1736 1354">居住地近くまで</td> <td data-bbox="1736 1144 1795 1354">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="1795 1144 1973 1354">居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td data-bbox="1973 1144 2151 1354">登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等</td> <td data-bbox="2151 1144 2597 1354"> <p>●居住地に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 1354 1676 1522">火口周辺警報</td> <td data-bbox="1676 1354 1736 1522">火口周辺</td> <td data-bbox="1736 1354 1795 1522">2 (火口周辺規制)</td> <td data-bbox="1795 1354 1973 1522">火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td data-bbox="1973 1354 2151 1522">住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等</td> <td data-bbox="2151 1354 2597 1522"> <p>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等</p> <p>【過去事例】 該当する記録なし</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 1522 1676 1722">噴火予報</td> <td data-bbox="1676 1522 1736 1722">火口内等</td> <td data-bbox="1736 1522 1795 1722">1 (平常)</td> <td data-bbox="1795 1522 1973 1722">火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</td> <td data-bbox="1973 1522 2151 1722">特になし</td> <td data-bbox="2151 1522 2597 1722"> <p>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)</p> <p>2007年12月現在の状態</p> </td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	対象範囲	レベル (注1)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報	居住地及び火口側	5 (避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<p>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</p> <p>【その他の噴火事例】</p> <p>貞観噴火(864～865年)： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</p> <p>延暦噴火(800～802年)： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <p>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)： 地震多発、東京など広域で揺れ</p>	火口周辺警報	火口から	4 (避難準備)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	<p>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月14日まで(噴火開始数日前)： 山麓で有感となる地震が増加</p>	火口周辺警報	居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<p>●居住地に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p>	火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等	<p>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等</p> <p>【過去事例】 該当する記録なし</p>	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	<p>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)</p> <p>2007年12月現在の状態</p>
種類	発表基準																																													
火山観測情報	<p>火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めた場合（この場合、直ちに噴火する可能性は極めて低い）。あるいは、緊急火山情報又は臨時火山情報を補完するために発表する場合。</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 特段、新たな防災対応を必要としないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、今後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>イ 直ちに噴火する可能性を示す異常現象は観測されていないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>ウ 噴火が発生したあるいは噴火の可能性がある場合においても、その影響が小さいあるいはすでに規制された範囲にとどまる可能性が高い場合で、そのような火山活動の状況等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>エ 噴火活動が低下した、あるいは噴火の可能性を示す異常現象に低下が認められ、噴火災害の危険性も低下した場合。</p>																																													
臨時火山情報	<p>火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合（火口周辺では注意が必要であるが、居住地などで人的被害を生じる可能性は低い。火山活動の推移によっては、緊急火山情報の発表に至る可能性もあり、今後の情報に注意。）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、今後、噴火する可能性があり火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>イ 噴火が発生したが、噴火の状態及び火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。今後も、同程度の噴火が発生し、影響する範囲では注意を要する。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して居住地などには影響を及ぼさない可能性が大きいことを臨時火山情報で周知する場合。</p> <p>エ 先に臨時火山情報を発表した時点より、火山活動が高まった場合。ただし、今すぐ噴火したとしても、火口周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、臨時火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>																																													
緊急火山情報	<p>噴火により、居住地などで重大な人的被害が生じた、あるいはそのおそれがある場合（火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合）</p> <p>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで重大な人的被害が生ずる噴火の可能性があり警戒すべき場合。</p> <p>イ 噴火により居住地などで重大な人的被害が生じた場合、あるいは居住地などで重大な人的被害を生ずる可能性がある噴火であると考えられる場合。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> <p>エ 先に緊急火山情報を発表した時点より、噴火の可能性がより切迫したあるいは想定した噴火規模がより大きくなったと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>																																													
予報警報	対象範囲	レベル (注1)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																									
噴火警報	居住地及び火口側	5 (避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<p>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</p> <p>【その他の噴火事例】</p> <p>貞観噴火(864～865年)： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</p> <p>延暦噴火(800～802年)： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <p>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)： 地震多発、東京など広域で揺れ</p>																																									
火口周辺警報	火口から	4 (避難準備)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	<p>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月14日まで(噴火開始数日前)： 山麓で有感となる地震が増加</p>																																									
火口周辺警報	居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<p>●居住地に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】</p> <p>12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p>																																									
火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等	<p>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等</p> <p>【過去事例】 該当する記録なし</p>																																									
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	<p>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)</p> <p>2007年12月現在の状態</p>																																									

注1) ここでは、噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災対策協議会)で示された範囲を指す。

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
124	<p>第2章 災害予防計画 第9節 自主防災活動 略 2 気象庁が発表する火山情報の種類、発表基準の確認 略</p>	<p>第2章 災害予防計画 第9節 自主防災活動 略 2 気象庁が発表する<u>噴火警報・予報</u>の種類、発表基準の確認 略</p>
126	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の伝達及び広報 1 <u>火山情報の通報及び伝達</u> (1) 県 ア <u>緊急火山情報の通報又は臨時火山情報の伝達</u>を受けたときは、<u>火山情報に関する内容及び予測される災害の態様並びにとるべき措置を付加したものを市町長及び関係機関に通報又は伝達する。</u> イ 火山専門家から、<u>火山活動状況及び火山情報</u>に関する内容について助言を受けたときは、必要に応じてその内容等について気象庁に連絡するとともに、市町長及び関係機関に伝達する。 (2) 市町 <u>緊急火山情報の通報を受けたとき又は臨時火山情報の伝達を受けたときは、火山情報に関する内容、とるべき防災行動等について、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。</u> (3) 道路管理者 <u>緊急火山情報の通報を受けたとき又は臨時火山情報の伝達を受けたときは、火山情報に関する内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。</u> 略 3 問合せ対応 県及び山体周辺市町は、<u>臨時火山情報及び緊急火山情報等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問合せに対応するため、窓口を設置する。</u> 略</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の伝達及び広報 1 <u>噴火警報の通報</u> (1) 県 ア <u>噴火警報の通知</u>を受けたときは、<u>警報の内容及び予測される災害の態様並びにとるべき措置</u>を付加したものを市町長及び関係機関に<u>通報する。</u> イ 火山専門家から、<u>火山活動状況及び噴火警報</u>に関する内容について助言を受けたときは、必要に応じてその内容等について気象庁に連絡するとともに、市町長及び関係機関に伝達する。 (2) 市町 <u>噴火警報の通報</u>を受けたときは、<u>警報の内容、とるべき防災行動等について、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。</u> (3) 道路管理者 <u>噴火警報の通報</u>を受けたときは、<u>警報の内容</u>について、道路情報提供装置による伝達に努める。 略 3 問合せ対応 県及び山体周辺市町は、<u>噴火警報の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問合せに対応するため、窓口を設置する。</u> 略</p>
126	<p>第3節 避難行動 1 避難行動の基本方針 噴火が始まる前には、群発地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等の現象が発生することが想定される。このため、気象庁から発表される<u>火山情報</u>による火山活動の状況に応じ、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。 略</p>	<p>第3節 避難行動 1 避難行動の基本方針 噴火が始まる前には、群発地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等の現象が発生することが想定される。このため、気象庁から発表される<u>噴火警報、噴火予報等</u>による火山活動の状況に応じ、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。 略</p>
127	<p>5 <u>火山活動の状況に応じた避難対応</u> 山体周辺市町の長は、次のとおり<u>火山活動の状況及び火山情報</u>に応じた避難対応を行う。</p>	<p>5 <u>噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じた避難対応</u> 山体周辺市町の長は、次のとおり<u>噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況</u>に応じた避難対応を行う。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ 128	旧				新			
	火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域	市町長の避難対応		噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	避難対象地域	市町長の避難対応	
住民に対して (災害時要援護者)			一時滞在者に対して (登山客、観光客等)	住民に対して (災害時要援護者)			一時滞在者に対して (登山客、観光客等)	
	火山活動への注意を喚起する「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域		当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	レベル3（入山規制）が発表されたとき	第1次避難対象地域		当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	噴火の高まりを示す「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)			第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)	
第2次避難対象地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第2次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
第3次避難対象地域			避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
	噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		レベル5（避難）が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)	
第3次避難対象地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
	噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表された後に噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		レベル5（避難）が発表された後に噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。	
第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域		火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
第3次避難対象地域			避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
	噴火の高まりを示す「臨時火山情報」又は噴火の可能性が高まった「緊急火山情報」が発表されずに噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに当該地域から避難する		レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに当該地域から避難する	
第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
第3次避難対象地域			避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域		避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
129	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">火山活動の状況 及び 火山情報</th> <th rowspan="3">避難対象地域</th> <th colspan="2">市町長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して</th> <th>一時滞在者に対して</th> </tr> <tr> <th>(災害時要援護者)</th> <th>(登山客、観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溶岩流が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき</td> <td>第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき</td> <td>降灰が予想される地域</td> <td colspan="2">降灰時における注意の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域	市町長の避難対応		住民に対して	一時滞在者に対して	(災害時要援護者)	(登山客、観光客等)	溶岩流が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		降灰が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況</th> <th rowspan="3">避難対象地域</th> <th colspan="2">市町長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して</th> <th>一時滞在者に対して</th> </tr> <tr> <th>(災害時要援護者)</th> <th>(登山客、観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溶岩流が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき</td> <td>第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき</td> <td>降灰が予想される地域</td> <td colspan="2">降灰時における注意の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	避難対象地域	市町長の避難対応		住民に対して	一時滞在者に対して	(災害時要援護者)	(登山客、観光客等)	溶岩流が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		降灰が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。	
火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域			市町長の避難対応																																										
				住民に対して	一時滞在者に対して																																									
		(災害時要援護者)	(登山客、観光客等)																																											
溶岩流が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
	溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
降灰が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。																																												
	大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	避難対象地域	市町長の避難対応																																												
		住民に対して	一時滞在者に対して																																											
		(災害時要援護者)	(登山客、観光客等)																																											
溶岩流が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
	溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
降灰が発生し、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。																																												
	大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。																																												
129	<p>第5節 輸送計画</p> <p>1 山体周辺市町は、<u>噴火の可能性の高まりを示す臨時火山情報発表時</u>に避難用車両を確保する。</p> <p>略</p>	<p>第5節 輸送計画</p> <p>1 山体周辺市町は、<u>噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備））の発表時</u>に避難用車両を確保する。</p> <p>略</p>																																												

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表